

八 PICK UP NEWS

申し込み時の記入事項・Q市ウェブサイトでのID検索などについては⑧面上参照

NEWS
01

プレミアム付き電子商品券のお申し込みには 本人確認書類が必要です

プレミアム付き電子商品券の申し込みについて

スマートフォンでアプリをダウンロードして申し込み。

受付 7月上旬～8月中旬

★詳しくは広報なごや7月号特集号・市公式ウェブサイトなどでお知らせ。

本人確認には以下のいずれかの書類1点が必要です。

- ・マイナンバーカード
- ・運転免許証

本人確認書類を
お持ちでない方は!

マイナンバーカード 3つの申請方法

- 1 オンライン申請(スマートフォンやパソコン)
- 2 郵送申請
- 3 対応している証明写真機からの申請

①～③いずれの申請でも「交付申請書」が必要です。交付申請書をお持ちでない方は、マイナンバーカードサービスコーナー(イオンモールナゴヤドーム前内)(東区)か、お住まいの区の区役所・支所で発行できます。なお、マイナンバーカードサービスコーナーは予約制です。

問合せ マイナンバーカード交付・市コールセンター ☎050-3507-3510

※申請から交付まで1～2カ月かかるためお早めに!

マイナンバーカードの申請方法について詳しくはこちら



参加店舗の募集について

対象 市内で小売業・サービス業などを営む店舗

受付 6/6(土)～26(金)

問合せ 参加店舗コールセンター ☎052-562-0212

プレミアム付き
電子商品券につ
いて詳しくは
こちら



問合せ 市民用コールセンター ☎052-562-0150

(経済局地域商業課 ☎052-972-3407 FAX052-972-4138)

NEWS
02

新しくなったパロマ瑞穂スタジアムで開催される ラグビーの国際試合に無料招待! 6/27(土)



リポビタンDチャレンジカップ

JAPAN XV 対 マオリ・オールブラックス(ニュージーランドの先住民民族マオリの代表チーム)の試合に無料招待

時間 午後7:05～9:00ごろ

場所 同所(瑞穂区)

対象・人数 市内在住の方。抽選300組(2人1組)

受付 6/17(水)まで

問合せ スポーツ市民局スポーツ戦略課

☎052-972-4433 FAX052-972-4417

試合情報・
応募はこちら



NEWS
03

豊臣ミュージアム内「豊臣兄弟! 名古屋中村 大河ドラマ館」 展示内容をリニューアルしました!!

大河ドラマ「豊臣兄弟!」の衣裳・小道具、同館のみで見ることのできるオリジナル映像など、ドラマの進捗にあわせて展示内容を一部入れ替え!あなたもドラマの世界観に没入しませんか?

開館時間 午前9:00～午後5:00
(入館は午後4:30まで)

休館日 原則無休
(臨時休館の場合あり)

場所 同所(中村区)

料金 小中学生400円・高校生以上800円

問合せ 豊臣兄弟!名古屋中村 大河ドラマ館運営事務局

☎090-6977-2277(観光文化交流局観光推進課)

☎052-972-4611 FAX052-972-4200)

主催:名古屋市長官舎市大河ドラマ「豊臣兄弟!」活用推進協議会



この記事ご持参で武将千社札ステッカーを1枚プレゼント(7/31まで)

※画像はイメージです。

入館料など
詳しくは
こちら



NEWS
04

高次脳機能障害者支援法が施行(4/1～) 知っていますか?高次脳機能障害

高次脳機能障害とは

事故や病気により脳にダメージを受け、記憶・判断・感情のコントロールなどに支障が出る障害。外見では分かりにくく、本人も自覚することが難しいため、「見えない障害」とも呼ばれる。

以前に比べ、このような症状はありませんか?



日常生活ではそれほど問題がなくても、仕事や対人関係などの場面で、ミスやトラブルが生じ社会生活に支障が出ることも。

「なごや高次脳機能障害支援センター」へまずは相談

相談無料

支援内容

- ・生活や仕事でのお困りごとの相談
- ・障害のある児童生徒への復学・就学の相談
- ・就労支援や支援制度・支援機関の紹介 など

適切な時期に支援を受け、問題点に「気付くこと」で、効果的な対応方法を身に付けることが大切です。

日時 月曜日～金曜日の午前9:00～午後5:00(祝休日除く)

場所 市総合リハビリテーションセンター内(瑞穂区)

受付 電話・ホームページなど

問合せ なごや高次脳機能障害支援センター

☎052-835-3814 FAX052-835-3819

相談など
詳しくはこちら



NEWS
05

「年収の壁」の見直しに関する主な税制改正

物価上昇局面における税負担の調整と就業調整対策のため、税制改正が行われました。令和8年中の所得などに基づいて課税される令和9年度の市民税・県民税から適用されます。

市民税・県民税が非課税となる収入の範囲や扶養親族の対象となる収入の範囲などが変わります。

(例) 収入が給与収入のみの場合

	令和7年中の収入	令和8・9年中の収入
市民税・県民税・森林環境税が課税されない収入の範囲	110万円以下	119万円以下*1
配偶者控除や扶養控除の対象となる配偶者・親族等の収入の範囲	123万円以下	136万円以下*2
(参考) 所得税が課税されない収入の範囲	160万円以下	178万円以下*3

*1 給与所得控除の最低保障額が74万円(改正前:65万円)に引き上げられたため。

*2 扶養親族などの所得要件が62万円(改正前:58万円)に引き上げられたため。

*3 給与所得控除額の引き上げに加え、所得税の基礎控除額が最大104万円(改正前:最大95万円)に引き上げられたため。所得税の税制改正について、詳しくは国税庁ホームページなどをご確認ください。

問合せ 財政局市民税課 ☎052-972-2352 FAX052-972-4123

市民税・県民税の税制改正内容について詳しくはこちら



収入136万円まで
扶養控除の対象に!
働き方の幅が広がるね!

